

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成30年3月1日(2018.3.1)

【公開番号】特開2016-139071(P2016-139071A)

【公開日】平成28年8月4日(2016.8.4)

【年通号数】公開・登録公報2016-046

【出願番号】特願2015-15016(P2015-15016)

【国際特許分類】

G 02 F 1/1368 (2006.01)

G 09 G 3/20 (2006.01)

G 09 G 3/36 (2006.01)

G 09 F 9/302 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1368

G 09 G 3/20 6 4 2 K

G 09 G 3/20 6 8 0 G

G 09 G 3/36

G 09 G 3/20 6 1 1 A

G 09 G 3/20 6 4 2 E

G 09 G 3/20 6 4 2 D

G 09 F 9/302 C

【手続補正書】

【提出日】平成30年1月17日(2018.1.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の方向に延在する複数の走査線と、

第2の方向に延在する複数の信号線と、

第1の副画素と第2の副画素と第3の副画素とで構成される複数の第1の画素及び第1副画素と第2の副画素と第4の副画素とで構成される複数の第2の画素とを含む画素と、を備え、

前記第1の副画素、前記第2の副画素、前記第3の副画素、前記第4の副画素は、それぞれ異なる色を表示し、

平面視で、前記第3の副画素または前記第4の副画素は、前記第1の副画素及び前記第2の副画素より大きく、

前記画素は、前記第1の方向及び前記第2の方向に沿って複数設けられており、

前記信号線は、前記第2の方向に対して一方向に所定の角度傾いた第3の方向に沿った部分及び他方向に前記所定の角度傾いた第4の方向に沿った部分を含み、

前記第2の方向に隣り合う前記第1の画素と前記第2の画素のうち、前記第1の画素の前記第1の副画素と前記第2の副画素とは、前記第3の方向に沿って並び、前記第2の画素の前記第1の副画素と前記第2の副画素とは、前記第4の方向に沿って並ぶ

表示装置。

【請求項2】

請求項1の表示装置において、

前記第3の方向に沿った部分及び前記第4の方向に沿った部分は、2本の前記走査線の間ににおいて対称な形状である。

【請求項3】

請求項1又は2の表示装置において、

前記第1の画素における前記第1の副画素及び前記第2の副画素は前記第2の方向に沿って配置され、前記第1の画素にて前記第3の副画素は前記第1の副画素及び前記第2の副画素と前記第1の方向に隣接して配置され、

前記第2の画素における前記第1の副画素及び前記第2の副画素は前記第2の方向に沿って配置され、前記第2の画素にて前記第4の副画素は前記第1の副画素及び前記第2の副画素と前記第1の方向に隣接して配置される。

【請求項4】

請求項3の表示装置において、

前記第1の画素及び前記第2の画素は交互に配置され、

前記第1の画素における前記第1の副画素と前記第2の画素における前記第1の副画素とは、前記第2の方向に沿って等間隔に配置されている。

【請求項5】

請求項3の表示装置において、

前記第1の画素及び前記第2の画素は交互に配置され、

前記第1の画素における前記第1の副画素と前記第2の画素における前記第2の副画素とは、前記第2の方向に沿って等間隔に配置されている。

【請求項6】

請求項5の表示装置において、

前記第1の画素及び前記第2の画素における前記第1の副画素の画素電極は前記第3の方向に沿っており、

前記第1の画素及び前記第2の画素における前記第2の副画素の画素電極は前記第4の方向に沿っており、

前記第3の副画素及び前記第4の副画素の画素電極は、前記第3の方向に沿った部分と前記第4の方向に沿った部分と、を有する。

【請求項7】

請求項6の表示装置において、

前記第1の画素の前記第3の副画素の画素電極及び前記第2の画素の前記第4の副画素の画素電極は、前記第3の方向に沿った部分及び前記第4の方向に沿った部分を2箇所ずつ含む。

【請求項8】

請求項7の表示装置において、

前記信号線は、隣接する2本の前記走査線の間ににおいて、前記第3の方向に沿った部分及び前記第4の方向に沿った部分を2箇所ずつ含む。

【請求項9】

請求項8の表示装置において、

前記第1の画素及び前記第2の画素における前記第1の副画素の画素電極は、前記第3の方向に沿った部分と、前記第4の方向に沿った部分と、を有し、

前記第1の画素及び前記第2の画素における前記第2の副画素の画素電極は、前記第3の方向に沿った部分と、前記第4の方向に沿った部分と、を有する。

【請求項10】

請求項1から9までのいずれか1つの表示装置において、

アレイ基板と、

対向基板と、

前記アレイ基板と前記対向基板との間に挟持される液晶層と、
を備え、

前記アレイ基板は前記走査線と前記信号線とを備える。